

主任介護支援専門員更新研修 フローチャート

主任介護支援専門員の更新

↓する

↓しない

介護支援専門員証の有効期間

介護支援専門員証の更新

期間外

期間内

する

しない

再研修を受講し、介護支援専門員証の交付後、主任更新研修を受講してください。

これまでどおり、介護支援専門員証の有効期間内に更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証の更新を行ってください。

有効期間経過後、介護支援専門員証を返納してください。

主任研修又は主任更新研修を修了した年度（研修修了日の属する年度）

平成29年度

令和2年度～主任の有効期間満了日（*）までに主任更新研修を修了してください。

平成30年度

令和3年度～主任の有効期間満了日までに主任更新研修を修了してください。

令和元年度

令和4年度～主任の有効期間満了日までに主任更新研修を修了してください。

（*）資格特例措置の対象となる方については、特例措置により資格を喪失しない期間を含む

＜主任介護支援専門員の有効期間＞令和4年4月1日現在

主任介護支援専門員の有効期間	資格の特例措置
研修修了日から5年間 （例）研修修了日が平成30年3月10日の場合 ⇒平成30年3月10日～令和5年3月9日まで ※平成28年度以降に発行された修了証書には有効期間が記載されています。	有効期間満了日が令和2年2月25日～令和5年3月31日までの方は、満了日から3年間資格を喪失しない取扱いとする （例）有効期間が平成30年3月10日～令和5年3月9日まで ⇒令和8年3月9日まで主任資格を維持できます。

- ※主任更新研修修了後の主任介護支援専門員の有効期間は、主任更新研修修了証書を御確認ください。
- ※主任更新研修の受講要件を満たさない場合（区市町村の推薦を受けられない場合も含む）や受講決定がなされない場合は主任更新研修を受講することはできません。
- 介護支援専門員として更新する場合は、専門研修又は更新研修を受講していただくことになります。
- ※介護支援専門員証が失効した場合は、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の業務に従事することはできませんので、介護支援専門員証の有効期間が1年未満の方は専門研修（又は更新研修）の受講についてもお検討ください。
- ※資格の特例措置対象の方については、特例措置により資格を喪失しない期間が終了するまでの間に主任更新研修を修了してください。（研修を修了しない場合、本来の有効期限に遡及して失効した扱いとなります。）

主任更新研修の修了（介護支援専門員証の更新に必要な研修が免除になります）
 ※介護支援専門員証の更新手続は別途行っていただく必要があります。